

学校いじめ防止基本方針

国分寺市立第一小学校

令和6年4月1日

1 「いじめ」の定義

当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめ等防止対策委員会

- ・ 教職員：校長・副校長・生活指導主任・担任・学年主任・教育相談担当教諭・養護教諭
- ・ 心理・福祉の専門家：スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
- ・ 必要に応じて、主任児童委員・民生児童委員・PTA関係者・地域の方にも協力を依頼する。

3 基本的施策（年間計画は別紙1のとおり）

（1）いじめの防止

- 「居場所づくり」と「絆づくり」 一人一人が活躍できる教育活動
- ア 学級活動・道徳教育「温かい言葉遣い」の取組、「いじめは許されない」雰囲気の醸成
- イ 教職員自身の人権に配慮した言動
- ウ 異学年交流・たてわり班活動の充実
- エ 情報モラル教育・・・インターネットを通じて行われるいじめに対する啓発、対策
- オ 代表委員会によるあいさつ運動、全校あいさつ運動
- カ 児童主体のいじめの未然防止につながる取組
「いじめ防止児童会・生徒会フォーラム」の取組、「国分寺市いじめ撲滅宣言」、「STOP いじめ！国分寺5カ条」、「国分寺子どもeルール」等について発信

（2）早期発見

- ア いじめについての調査（児童アンケート） 個人面談
- イ 学級指導 学級経営 傍観者をつくらない工夫 相談体制
- ウ 養護教諭による保健室での情報収集、校内委員会での情報共有
- エ 週1回の生活指導夕会での教員間の情報共有、生活指導全体会
- オ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・特別支援教育コーディネーターの活用
- カ スクールカウンセラーによる全員面接
- キ 家庭・学童保育所・関係機関との連携

4 個別のいじめに対する措置（早期対応）

- いじめを発見・通報を受けた場合は、管理職等へ報告し、指導・支援体制を組む。（別紙2参照）
 - ・ いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。

※速やかに、「いじめ等防止対策委員会」を立ち上げ、いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげ、迅速に対応する。

（1）いじめの事実確認

担任を主な窓口として、被害児童、加害児童、その他事情を知っている児童・保護者等から聞き取りを行い、状況・具体的な事柄・程度・頻度・期間等について事実確認をし、記録に残す。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある

事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

周囲の児童への聞き取り等は、各児童の置かれている状況を踏まえ、それぞれの気持ちに配慮する。他の児童の目に触れないよう、聞き取りの時間や場所に配慮する。

(2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援

報告者を含めた該当者の安全を確保し、不安を除去する。心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に配慮する。

つらさを受け止め、「心配なことは何か」などの気持ちを聞き取り対応する。

自尊感情の回復を図る。

(3) いじめを行った児童の心理を把握した指導及びその保護者に対する支援

加害児童は不満や不安をもっている場合があるので、その思いを十分に聞く。

いじめは絶対に許されない行為であり、その責任を負わなければならないことを理解させる。

保護者に対し、学校が把握した状況を伝え、家庭での児童に対する指導について助言する。必要に応じて、相談できる機関を紹介する。

(4) いじめの「周囲の」児童への指導

学級全体にいじめとは何かを具体的に伝え、いじめを疑ったときに知らせる大切さを理解させる。

(5) 所轄警察署との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるものであると認めたときには、速やかに小金井警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 学校は、いじめの事実と対応について教育委員会へ毎月報告する。

学校は、児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの事実の有無を確認し、その結果を教育委員会へ報告する。

(7) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、加害児童に対して懲戒を加えるものとする。

繰り返し傷害や心身の苦痛又は財産上の損失を与える等の行為があり、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けるために必要ならば、加害児童の保護者に対し出席停止を命ずる等の措置をとるよう教育委員会へ具申する。

再発を防止するため、加害児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行い、必要に応じて加害児童に対する別室指導等を検討する。

5 重大事態について

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより児童が相当の期間（年間30日の目安にかかわらず、連続した一定期間）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

重大事態の発生を把握した場合、その旨を教育委員会へ報告する。

事実関係を明確にするための質問票等による調査を速やかに行い、教育委員会へ報告する。

把握した事実関係等の情報は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。